

放課後児童クラブ利用案内 (令和8年度)



豊郷町

目次

I 豊郷町放課後児童クラブの運営内容

1. 目的	1
2. 開設場所等	1
3. 対象児童	1
4. 開設時間	2
5. 費用	2
6. 負担金の減免	3
7. 連絡事項・注意事項	3

II 利用手続き

1. 入会について	5
2. 開設時間の延長について	6
3. 申込事項の変更について	6
4. 退会について	6
5. 入会決定の取消しについて	6

I 豊郷町放課後児童クラブの運営内容

1. 目的

豊郷町放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）は、就労等により、昼間保護者が家庭にいない児童に適切な遊びと生活の場を与えて児童の心身の健全な育成を図ることを目的として実施しています。

2. 開設場所等

小学校区	名称	開設場所	定員
豊郷小学校区	にこにこクラブ	豊郷町大字石畑 522 番地	40 人
日栄小学校区	ひまわりクラブ	豊郷町大字吉田 1454 番地	40 人

3. 対象児童

児童クラブが開設された小学校区に在学する 1 年生から 6 年生までの児童で、保護者が次の要件のいずれかに該当する児童を対象としています。

ただし、定員を超えた場合は、入会できない場合があります。

- ・ 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- ・ 昼間に居宅内で児童と離れて家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ・ 長期に渡り、疾病にかかり、負傷し、または心身に障がい有していること。
- ・ その他、町長が相当と認めた者

※同居の親族（敷地内別居を含む。）等が昼間養育できる場合は、対象になりません。

※「社会生活を身につけるため」「子どもに手がかかるから」「遊び場所がないから」「友達が行っているから」といった理由での入会はできません。

※原則として、放課後児童クラブ負担金を滞納されている場合（兄弟姉妹を含む。）は、入会できません。

※定員を超えても、児童クラブの管理および運営に支障がない範囲で児童を受け入れます。

4. 開設時間

区分	開設時間
登校日の月曜日から金曜日まで	午後 1 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
土曜日・学校の振替休日・長期休業期間	午前 8 時から午後 5 時 30 分まで

※土曜日(月 1 回)・学校の振替休日は、希望者のみを対象としています。

※就労等の理由により、午後 5 時 30 分までにお迎えに来られない方や、長期休業期間や振替休日に午前 8 時から預けることができない方向けに、最長で午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで早朝保育・延長保育を実施しています(土曜日は対象外です。)

※土曜日、日曜日、祝日、お盆休み、年末年始のほか、学校行事の振替休日等は臨時休所になることもあります。

※保護者が責任を持って児童を送迎してください。急用で保護者による送迎が遅れる場合や代理家族等(小学生は除く。)が送迎する場合は、必ず事前に連絡してください。連絡がない場合は、対応できないことがあります。

※午後 6 時 30 分(土曜日は午後 5 時 30 分)に児童クラブを閉所しますので、お迎え時間を厳守し、来所後はすみやかに退室してください。

※土曜日・学校の振替休日および長期休業期間は、午前 9 時までに入室してください。なお、開所時間の午前 8 時までに来ていただいても児童を預かることはできません。早朝保育を申請されている方は、振替休日および長期休業期間は午前 7 時 30 分からお預かりできますが、午前 7 時 30 分までに来ていただいても児童を預かることはできません。

※学校の下校時間に変更があった場合等は、開設時間を変更する場合があります。

5. 費用

(1) 負担金・延長料金

①年間を通して児童クラブを利用する場合(月額)

期間	負担金	延長料金(30 分ごと)	早朝料金
8 月以外の月	3,000 円	1,000 円	250 円
8 月	6,000 円	1,000 円	1,000 円

②学校の長期休業期間中に限り児童クラブを利用する場合(月額)

期間	負担金	延長料金(30 分ごと)	早朝料金
学年始休業日	1,500 円	250 円	250 円
夏季休業日(7 月)	1,500 円	250 円	250 円
夏季休業日(8 月)	6,000 円	1,000 円	1,000 円
冬季休業日	1,500 円	250 円	250 円
学年末休業日	1,500 円	250 円	250 円

※児童クラブを休まれた場合や、月途中で入所・退会された場合も負担金は納めていただきます。

(2) おやつ代

児童1人につき、月額2,000円のおやつ代を徴収します。ただし、学校の長期休業期間に限り児童クラブを利用する場合は、児童1人につき、日額100円のおやつ代を徴収します。

(3) 保険代

適切な事業運営を図るため、スポーツ安全保険に原則加入していただきます。
児童1人につき、年額800円の保険代を徴収します。

6. 負担金の減免

児童クラブの負担金には減免制度があります。下記の減免区分に該当する方は、教育委員会事務局総務課または各児童クラブに「豊郷町放課後児童クラブ負担金減免申請書」を提出してください。

申請書を受理したときは、減免の可否を決定し、申請者に通知します。

なお、減免区分に該当する場合でも、申請がないときは通常負担金を納めていただきます。負担金の減免は、申請のあった月からとなり、遡及はしません。減免区分に該当する場合および年度途中から該当した場合は、早めに申請をお願いします。

また、年度途中で減免区分に該当しなくなった場合は、教育委員会事務局総務課までご連絡ください。(減免対象でなくなったあとも減免を受けていた場合は、遡って負担金を納付いただきます。)

減免区分	減免金額
生活保護法による被保護世帯	全額
同一世帯から2人以上の児童が入会している世帯 ※学校の長期休業期間のみ利用する者は除く。	1人目の負担金の2分の1
災害・疾病のために生活に困窮している世帯	負担金の2分の1
児童扶養手当の受給世帯・遺族基礎年金を受給児童	負担金の2分の1

※おやつ代・延長料金・早朝料金は減免の対象外です。

7. 連絡事項・注意事項

(1) 緊急時の連絡について

児童が急に体調を崩した場合または事故が発生した場合等は、緊急連絡先に連絡し、対応を相談します。緊急連絡先には就業中も連絡のつく電話番号を記入してください。

児童クラブおよび教育委員会事務局総務課からの電話には必ず出てください。万が一、電話に出られない場合は、早急に折り返しご連絡くださるようお願いいたします。

(2) 災害時の対応について

①台風等で特別警報および暴風警報が発令された場合

学校が臨時休校になった場合は、児童クラブも休所します。児童クラブ開設後に特別警報および暴風警報が発令された場合は、いったん児童を預かりますので、すみやかに迎えに来てください。

②インフルエンザ等の感染症により学級閉鎖になった場合

感染拡大の危険性があるため、症状の有無に関わらず、児童クラブも休所とします。

③その他

①・②のほか緊急に児童クラブを休所する場合は、保護者にご連絡します。

災害時の対応について保護者にご連絡する際は、「結ネット」にて連絡させていただきますので、ご確認をお願いします。

(3) お休みの連絡について

お休みされる場合は、必ず保護者から各児童クラブまで連絡してください。

(4) 施設の備品等について

放課後児童クラブで利用している施設にて備品等を壊された場合は、弁償していただく場合がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

(5) 持ち物について

①登校日の月曜日から金曜日まで

水筒、タオル、上履き 等

②土曜日・学校の振替休日・長期休業期間

着替え、帽子（夏休み）、勉強できるもの、筆記用具、
弁当、水筒、タオル、昼寝用タオルケット（夏休み） 等

(6) 連絡先

にこにこクラブ（豊郷小学校） TEL：0749-35-3711

ひまわりクラブ（日栄小学校） TEL：0749-35-2180

豊郷町教育委員会事務局総務課 TEL：0749-35-8131

※各クラブへの連絡は、開設時間中にお願ひします。

※教育委員会事務局総務課への連絡は、土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までにお願ひします。

Ⅱ 利用手続きについて

1. 入会について

「豊郷町放課後児童クラブ入会申込書」に必要事項を記入の上、下記の必要書類を添えて、豊郷町教育委員会事務局総務課または各児童クラブまで申し込んでください。申込書および必要書類等により対象児童に該当するか審査を行い、入会の可否を決定します。

なお、**希望者が多数の場合は、児童の学年、保護者の就労状況、家庭状況等により優先度の高い児童から入会の可否を決定します。**放課後児童クラブを必要とする児童が利用できるよう審査の適正化に努めていますが、対象児童が定員を超えた場合は、入会できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

対象者	必要書類
申込者全員（世帯ごと）	放課後児童クラブの入会に関する同意書
	児童家庭状況届出書
常勤・パート等で 就労（予定）している保護者	就労証明書
自営業に従事している保護者	就労証明書＋就労状況申告書 ＋所得申告書の写し or 開業届の写し
農業に従事している保護者	就労証明書＋農業従事証明書
長期にわたり疾病にかかり、 または負傷している保護者	診断書
心身に障がいを持っている保護者	身体障害者手帳、療育手帳 または精神障害者保健福祉手帳
親族等を介護・看護している保護者	介護・看護状況等申立書
親族等を介護・看護している保護者	要介護者の各種障害者手帳、 介護保険被保険者証または診断書等
産前・産後間もない保護者	母子手帳の写し
求職活動等その他の事由により、 児童を養育できない保護者	当該事由が確認できる書類等

※求職活動による場合、入所期間は最長３ヶ月となります。

産前・産後間もない場合は、入所期間は産前１ヶ月から産後８週間を経過した日の翌日が属する月の月末までとなります。

2. 開設時間の延長について

児童クラブは、通常午後5時30分に閉所ですが、最長で午後6時30分まで開設しています。また、長期休業期間・学校の振替休日は通常午前8時から開所ですが、最長で午前7時30分から開設しています。

これらの延長保育・早朝保育を希望される方は、「豊郷町放課後児童クラブ時間延長申請書」を各児童クラブまたは豊郷町教育委員会事務局総務課まで提出してください。

延長申請をしていないにもかかわらず、お迎えが午後5時30分以降になった場合や、長期休業期間等に午前8時より前に預けに来られた場合は、1か月分の延長料金を徴収します。

なお、延長を中止される場合は前月の25日までに届出が必要となります。

3. 申込事項の変更について

勤務先・住所・家庭状況等の申込事項に変更があった場合は、書類等の再提出が必要となる場合がありますので、教育委員会事務局総務課までご連絡ください。

また、「就業時間や勤務先が変更になった。」「平日の短時間であれば1人で留守番できるようになった。」等の理由により、利用期間を変更しようとするときは、「豊郷町放課後児童クラブ利用期間変更申込書」を各児童クラブまたは豊郷町教育委員会事務局総務課まで提出してください。

4. 退会について

「保護者が仕事を辞めて児童を養育できるようになった」「児童が1人で留守番できるようになった」等の理由により、年度途中で児童クラブを退会される場合は、「豊郷町放課後児童クラブ退会届」を各児童クラブまたは教育委員会事務局総務課に提出してください。

なお、退会日は退会届を提出した月末となります。利用の有無に関わらず、退会届を提出した月分までの負担金を徴収しますので、退会を希望される場合は、早めの手続きをお願いします。

5. 入会決定の取消しについて

次のいずれかに該当する場合は、入会決定を取り消します。

- (1) 家庭状況の変化により児童の養育が可能となったと判断された場合
- (2) 入会申込書等に虚偽があり、児童の養育が可能と判断された場合
- (3) 特別な理由がなく、児童クラブの利用がない場合
- (4) 保護者が負担金を滞納した場合
- (5) 保護者が適切な送迎を実施しない場合
- (6) その他児童クラブの運営上特に必要があると認める場合